

重点議題の決定・取扱い等について

1. 重点議題の議論について

目 的：富田林市こどもの権利条例制定に向けて、第3回検討会議以降に各委員が「重点議題として話し合いたいこと」から4つの意見を選定し、情報共有・検討・意思決定を図る

議論の内容：4つの重点議題を各回30分程度で話し合う

議論の時期：第3回（10月）→重点議題①

第4回（12月）→重点議題②③

第5回（2月）→重点議題④

意見の取扱：条例の内容や報告書に反映する

2. 重点議題の選定について

各委員からの意見（別紙1）について、以下のとおり事務局で整理

- ①こどもの定義、こどもの権利条例の理念
- ②こどもの相談と救済機関の設置
- ③こどもの参加・意見表明（方法等含む）、周知啓発
- ④こどもの権利の施策展開（居場所・格差・関係機関との連携、役割分担）
- ⑤条例に記載する権利（記載等含めて）・・R7 議題へ
- ⑥他市こどもの権利条例の内容・手法等の把握・・随時提供

3. 重点議題の決定について

- ・委員からの意見を踏まえ重点議題①②③④を事務局で選定する
- ・重点議題として取り上げる前の会議で現状認識（市の現状、他市の手法等把握）を提供（場合によっては事前資料配布のみで説明は割愛する）し、次回会議で討論しやすい環境を作る

4. その他(意見シート)の情報提供について

- ・委員からの意見は事務局で整理。個人が特定されないよう配慮しながら次回会議で情報提供する

■重点議題として話したいこと（複数可）	
1	・子どもの現状、おとなの現状、子どもの参加に関する現状について、科学的に認められる方法を通じ、社会的・法的に求められるプロセスを経て、収集された当事者の見解を含むエビデンスに基づき委員会内で話し合い、それを記録していきたい。 ・その前提として、委員会の早い段階で子どもの現状を把握し、子どもの意見を聞く意義や方法論について、フィードバックの必要性を含め基本的な理解（中野区（2024）『子どもの意見表明・参加に関する手引き（第1版）』を参照）を委員間で共有しておく。 ・今回の条例制定に関わるすべての関係者（庁内関連部署、学校、市民団体、業者を含む）に対してきちんと伝達しておきたい。 ・すでに種々の取組（チャイルドライン、こども食堂の設置、若者会議や生徒会サミットなどが存在する。これらの成果と課題を一定程度総括し、委員会の記録として残したい。 ・表記としては、「こども」でも「子ども」でもよいが、30歳代のひきこもりの人を含むものではないはずである。どこまでが委員会のスコープとなるのかを早期の段階で議論し、一定程度の共通理解を醸成しておきたい。
2	・条例に記載する権利の内容 ・救済システムのあり方 ・教育委員会や福祉関係機関など、他関係機関との機能分担と連携
3	・アンケート実施前に行うこどもの権利を学ぶ・知る機会の実施方法と対象者（上記、今回の会議で伝えきれなかったこと） ・アンケートの内容 ・アンケートの対象者 ・こども会議の参加者（委員？）募集と実施方法：声のあげにくいこどもの参加をどのように促すか（選択する機会の確保）
4	・「自分には権利がある」ということは頭では理解できても、自分が権利を侵害された状況にあるのではないかと、という振り返りをしなければ、中々心から実感することができないのではないかと思います。まずは、権利を有する主体として、大人も子どもも、ひとりひとりがかけがえがなく愛すべき存在であることを自覚する（こんな自分だけど、不完全なところも悪くないなあ、という、ゆるい感じで）ことから出発したいです。
5	・意見表明権、表現の自由、遊ぶ権利、休む権利
6	・他市の権利条例を参考に、本市での子どもに対する課題は何か。
7	・格差が広がらないようにするには何が必要か。
8	・子どもの意見を条例や施策に反映させるためにアンケートやこども会議などが計画されているようですが、1回限りのアンケートやみんなの前で堂々と意見の言える子以外参加しにくいこども会議などでは子どもの意見はなかなか反映できないように思います。特に不登校の子や様々な課題を抱えた子どもの意見が抜け落ち、十分に反映できない恐れがあります。幸い、富田林市には14のこども食堂があり、その他にもNPO等が主催する子どもの居場所がかなりあります。そこには、学校にはなかなかいけない子や様々な課題を抱えた子が継続的に参加し、ボランティア等の信頼関係も出来上がっているところが多く、子どもの本音を聞きやすい環境にあると思います。そこで、子どもの意見を聞く場合に、このような子ども食堂や居場所を通じて吸い上げるという方法が有効ではないかと思います。
9	・子ども権利条例の理念とは？ ・それを実行するためのミッションは？ ・こどもが大切に思い、実際にこどもに役立つような「こどもの権利条例」とは？ ・子どもの意見を反映しやすい仕組みや方法、機会や場をどうつくるか？ ・権利が奪われた場合の救済システムは？
10	・富田林市のこども達の意見と現状について ・こどもの権利が侵害された時、その侵害を是正し権利を回復するために効果的な救済措置や機関の設置について（こどもの権利擁護委員、こどもの権利オンブズパーソンなど） ・今回規定することの諸権利が将来にわたって保護され促進されていくように継続的にフォローアップしていく機関の設置について（こどもの権利委員会、こども会議など） ・本委員会における重点議題としても、武蔵野市の委員会が重点課題とした「こどもからの相談」、「いじめ・虐待・暴力の防止と救済」、「子どもの居場所」、「こどもの参加」は、議論すべき重要なテーマだと思います。
11	・「全ての子ども」と言う表現に含まれる「子ども像」について委員間で共通認識を持ちたいと思います。例えば「声をあげにくい子ども」と言った時に人によってイメージする子ども像が異なると思います。子ども像が異なるとその後の「どのようにヒアリングするか」等もズレが生じてくるが可能性があると思います。 ・「子ども、子育てに関わる当事者」の範囲についてもマジョリティ側の子どもやその子ども達に関わる当事者＋マイノリティ側（声をあげにくい子どもとその支援者、当事者）で整理して共通認識を持ちたいです。おそらく、自分が関わったことのある範囲でしか想像できないと思うので。
12	・会議の最後に次回の会議の検討内容を見通して話し合うことで、それぞれが課題をもちながら次の会議に臨みたいです。